

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月13日（火）午前8時57分から午前10時09分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（12名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 5名 |
| 推進委員 | 7名 |
4. 欠席委員（1名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 1名 |
|------|----|
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第33号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第34号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議題35号山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について
 - 日程8 議題36号山江村農用地利用集積等促進計画（第2次）に対する意見決定について

ついで

 - 日程9 その他
 - 日程10 今後の行事
 - 日程11 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和5年6月13日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。4ページに地籍図を添付しておりますが、場所につきましては(場所について説明)。解約の目的は、規模縮小により、耕作ができなくなったためであります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

解約した後の耕作者は誰か見つかるのでしょうか。

事務局長

この解約後の受け手というわけでございますけれども、後から皆さんにはお繋げしようと思ってたんですけれども、こういう1枚紙があります。ということでですね、今回まだ受け手の方が見つかっておりません。皆様の方にもですね、いろいろ情報がございましたらお寄せいただきたいということでございますので、今のところ受け手の方は見つかってない状況です。

議長

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、採決をいたします。議第33号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第33号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第34号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借

等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第34号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第34号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求めます。令和5年6月13日提出、山江村農業委員会会長。6ページから7ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。8ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的は、新たな受け手との調整の結果の為ということでございます。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。議第34号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第34号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第35号「山江村農用地利用集積計画(第5次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第35号について説明をいたします。総会資料の9ページをお開きください。議第35号「山江村農用地利用集積計画(第

5次)に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画(第5次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年6月13日提出、山江村農業委員会会長。10ページから11ページが意見書の写しでございます。それから、12ページが総括表となっております。13ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から「賃借権」と「使用貸借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が掲載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手も10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は8,647㎡でございます。14ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっており、前頁の詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。今回の集積となります。

議長

ここで、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」に係る案件がございます。〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

(〇〇推進委員退席) 9時12分

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明をいたします。総会資料の15ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して農事組合法人でございます。16ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。17ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。18ページから19ページにかけて地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに6月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。6月5日午前10時20分より立会いを行っております。立会いには、出し手の方、担当推進委員と事務局長と私の4名で行っており

ます。場所はですね、写真で言いますと18ページ、(場所について説明)。今回、新規設定ということで上がってきておりますが、田植えの準備もされており、今後10年は借り手の方が耕作されるということでした。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

(担当推進委員着席) 9時17分

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の20ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。21ページをご覧ください。(申

請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。22ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。23ページから24ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに6月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。ここも6月5日午前9時55分より立会いを行っております。立会いには、出し手の方、担当推進委員、事務局長、私の4名で行っております。(場所について説明)。この契約は今回、公社を通しての契約となりますが、以前は、借り手の方も同様の方ですが、相対の契約で、今回は公社を通してということで上がってきております。今後10年は耕作されると思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

4番農業委員

ちょっといいですか。

議長

はい。4番農業委員。

4番農業委員

このハウスがありますね。24ページを見れば。後はどうされるんですか。

議長

担当推進委員。何か説明があればお願いします。

担当推進委員

聞いてはおらんとですけど。ハウスを解いて草ば作りなっとじゃなかですかね。

議長

横は〇〇ですかね。

4 番農業委員 これは〇〇ね。

担当農業委員 〇〇やったり、牧草やったり。いつも、どちらかですね、作っとらる
つとは。おそらく、その流れで同じ作物を作られるんじゃないかなと。

議長 ニンニクも作りよんなっよな。この辺で。ずっと回しだろうと思いま
す。

担当農業委員 元農業委員ですから、耕作放棄地にはされないと思います。

事務局長 ハウスはもう何年も前からこの形ですね。

4 番農業委員 本当ですか。

事務局長 はい。

4 番農業委員 分かりました。

議長 耕作するのには間違いはないという事で。他に、推進委員の方からの質
疑・意見等ございませんか。

 (なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

 (なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定 1
件 2 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分については、原案のとおり
決定いたします。

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定 1 件 2 筆分について事務局の説明
をお願いいたします。

事務局長 それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 2 筆分についてご説明いたしま
す。総会資料の 25 ページをお開きください。使用貸借権の新規設定に

係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。26ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年、使用貸借の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。27ページは使用貸借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。使用貸借の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。28ページ、29ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに6月5日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。これも6月5日午前9時40分より立会いを行っております。立会いには、出し手の方、借り手の方、担当推進委員、事務局長、私の5名で行っております。(場所について説明)。ここは、3年程ですかね、耕作放棄地になっておりまして、出し手の方も借り手を探していたという状況です。新規で借り手の方が10年借りる、と。それで29ページの写真を見ていただくと牧草も巻いてありました。借り手の方も〇区で、今後10年間は牧草を作るということでした。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

6番農業委員

質問ではないんですけど。この川辺川造成団地につきましては、今後、償還がきますよね。だから土地の持ち主は償還していきなさいいけないんですけど、使用貸借権はゼロ円で借りるという事ですよ。それを極力、お金を払う方向で、川辺川に関してはですね、話を持っていけたらいいなて個人的には思うんですけど。借りるならば使用貸借権ではなくて、賃貸借権で持っていけたらなと、一つの意見として。でない土地の所有者が損じゃないけど、貸してるのにお金が入ってこないということになるから。できれば使用貸借権でない方向で。

(協議) 9時29分～9時33分

議長

他にありませんか。

(なしの声)

6番農業委員

推進委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは、採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分、その後の2案件の1件1筆分、計3案件3筆分については、事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席) 9時34分

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の30ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が〇区の方でございます。31ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。とびまして、45ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。戻りまして、33ページから34ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、職務代理者と〇〇推進委員とともに6月5日

に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から補足説明をお願いいたします。

職務代理者

はい。それでは、説明します。6月3日9時より、現地確認を行いました。受け手の方と出し手の方、それと事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。34ページの写真を見てもらうと分かりますように、もう既に田植えがなされております。受け手の方も認定農業者ということで問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の35ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が〇区の方でございます。36ページをご覧ください。(場所について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。とびまして、45ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。38ページから39ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、職務代理者と担当推進委員とともに6月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から補足説明をお願いいたします。

職務代理者

はい。説明いたします。6月5日9時10分より、現地確認を行いました。受け手の方と出し手の方、それと事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。場所はですね、先ほどの案件でありました〇〇の所の反対側になります。ここも、先ほどの案件の受け手の方がされるという事で、認定農業者でもありますし、間違いのないと思います。もう既に6月の初めに田植えも終わっているようです。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により新規設定 1 件 1 筆分については、原案のとおり
決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について、事務局より議案
の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について説明をいたします。
総会資料の 40 ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請
でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が〇
区の方でございます。41 ページをご覧ください。(申請地所在につい
て説明)。期間は、貸し手と公社は 10 年。賃借料の支払いにつきまし
ては、記載のとおりでございます。とびまして、45 ページは賃借権設
定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は 10 年。
賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。43 ページ
から 44 ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査
につきましては、職務代理者と担当推進委員とともに 6 月 5 日に行っ
ております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から
補足説明をお願いいたします。

職務代理者 はい。説明します。同じく 6 月 5 日 9 時 10 分より、出し手の方、出
し手の方は代理で娘さんが来られてました。それと受け手の方、事務局
長、担当推進委員、それと私の 5 名で現地確認を行いました。場所はで
すね、先ほどの案件の隣になります。親子関係でありまして、2 つに分
かれておりますけれども、1 枚で耕作されている状況です。44 ページ
の写真を見てもらえば分かるように、綺麗にですね、田植えが終わって
いるようです。よろしく申し上げます。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何か
ありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんでしょうか。

〇〇推進委員 はい。今までの3件の同じ所なんですけど、10アールあたりの借賃が少しずつ違うのは、これは何ででしょうか。

事務局長 ちょっと、確認します。土地で違うんでしょうけど。

〇〇推進委員 相対でそうなったのか。

議長 今、確認した方がよろしいでしょうか。

〇〇推進委員 後からでいいです。

職務代理者 ここは米でしとるけんじゃなかるか。

事務局長 はい。ここはですね、物納で行うとですけども、今、委員が言われているのはですね、ここの10アール当たりの借賃の金額を言われていると思うんですよね。金額が何で違うとやろかということですね。ここは公社を通してますので、公社の規定とか、ちょっと分かりませんが、そこは確認したいと思います。本当ですね、物納の場合は〇キロですの〇俵ですけども、金額でいけば違ってくるといようなことになりますので、そこは確認させていただきたいと思います。

事務局長 今、聞きましょうか。

〇〇推進委員 なら、今、お願いします。

議長 それでは、協議に切り替えます。

(協議) 9時43分～9時55分

議長 審議に戻します。

議長 先ほど〇〇推進委員から質問があったのは、先ほど言われたとおりでよかですか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他に、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8、議第36号「山江村農用地利用集積等促進計画(第2次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第36号について説明をいたします。総会資料の46ページをお開きください。議第36号「山江村農用地利用集積等促進計画(第2次)に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積等促進計画(第2次)を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められましたので、この計画について可否を求める。令和5年6月13日提出、山江村農業委員会会長。47ページから48ページが意見書の写しでございます。49ページが総括表となっております。50ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手は約8年の契約となっておりますが、再配分(更新含みますけども)として、最初の借り手と別の借り手の方が契約する場合は、今後は、農用地利用集積等促進計画となります。今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は2,703㎡でございます。

それでは、賃借権の再配分設定1件2筆分について説明をいたします。

賃借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。(申請地所在について説明)。51ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は8.2ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。53ページから55ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の職務代理者と担当推進委員とともに6月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から補足説明をお願いいたします。

職務代理者

はい。説明します。6月5日9時20分より、現地確認を行いました。貸し手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地確認を行いました。借り手の方は来られてませんでした。場所はですね、先ほど、議題の34号の合意解約のところで言われた場所なんですけれども、(場所について説明)。現状は草払いして管理はしてあります。ここは若手の就農者ということで、牛も飼っておられて、飼料米と米を作られるそうです。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは、採決をいたします。再配分設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

す。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再配分設定 1 件 2 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 9、「その他」となっております。事務局より、連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明

○耕作者（受け手）を探している農地の情報共有

○ホームページ用議事録について

○農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について

議長

それでは次に、日程 10「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程 11「閉会」に移ります。
以上をもちまして、農業委員会 6 月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和 5 年 6 月 13 日(火)午前 10 時 09 分終了

議長_____

委員_____

委員_____